

施設使用申請書

令和 年 月 日

無鄰菴管理事務所 殿

申請者住所

氏名又は
団体名
代表者名
連絡担当者

TEL

下記の通り使用したいので申請します。

使用施設	<input type="checkbox"/> 母屋2階
	<input type="checkbox"/> 茶室
使用内容	
使用日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 (日間)
使用人数	
備考	

裏面の「貸出施設利用規約」に同意し、遵守いたします。

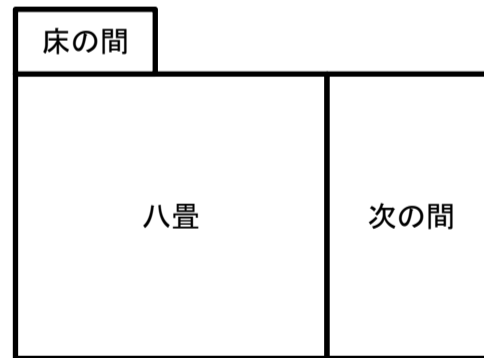
* 以下 管理事務所記入

使用料	円 旧 ・ 新
使用の条件	

貸し出しリスト () は個数

<input type="checkbox"/> 机(10)	<input type="checkbox"/> 水筒(1)
<input type="checkbox"/> 小机(1)	<input type="checkbox"/> 排水用バケツ(1)
<input type="checkbox"/> 座布団(20)	<input type="checkbox"/> 炉(1)
<input type="checkbox"/> 椅子(20)	<input type="checkbox"/> 風炉(1)
<input type="checkbox"/> ポット(1)	<input type="checkbox"/> 釜・炉用(1)
<input type="checkbox"/> 急須(1)	<input type="checkbox"/> 釜・風炉用(1)
<input type="checkbox"/> 湯呑み(20)	<input type="checkbox"/> 自在(1)
<input type="checkbox"/> 扇風機(1)	<input type="checkbox"/> 矢筈(1)
<input type="checkbox"/> ホットカーペット	

設置図



ガイド利用

ガイド種別	時間
<input type="checkbox"/> 庭園コンシェルジュ	
<input type="checkbox"/> 庭師ガイド	

受付者:

スケジュール入力	
----------	--

無鄰菴管理事務所

指定管理者: 植彌加藤造園株式会社

貸出施設利用規約

*ご利用日の6ヶ月前から10日前まで申込みを受け付けています

◆料金

9 時～12 時 : 3200円

12 時～17 時: 3800 円

9 時～17 時 : 5400 円

※重要文化財の料金に関する京都市の条例(「京都市無鄰菴等条例」)の一部改正を受け、料金を変更いたしました。

◆制限を行う利用

◇施設の破損などが憂慮される場合(大人数による利用等)

◇他の利用者に迷惑を及ぼす可能性のある行為、あるいは文化財としての雰囲気を損ないかねない行為(結婚式の撮影、コ
スプレ撮影等)に関しては、事前に具体的な内容の説明を求め、審査のうえ可否を決定します

許可する場合は、自主事業の「撮影会」と位置付け、料金の負担を求めます。

◇営利が発生する行為(雑誌等の写真撮影、私的な教室開催等)については、事前の申請を求め、審査のうえ可否を決定します
許可する場合は、自主事業の「撮影会」と位置付け、料金の負担を求めますが、無鄰菴のPRに効果がある場合などは

料金を減免する場合があります。

◆利用を許可しないもの

◇暴力団の活動による利用 ◇政治的・宗教的活動

◇その他、施設の保存に適さない旨判断される利用

◆キャンセル料

◆市長が特別の理由があると認めるときを除き、利用申請者の全額負担

◆施設利用者の入場料

貸出施設の利用者は、施設使用料以外に入場料が必要

◆予納・後納

予納

◆こちらからは求めません。基本的には現金支払いのみ

◆予納の希望がある場合は受け付けます

予納金の還付

◆以下の場合を除き還付しません

◇市長が特別の理由があると認めるとき

後納

◆やむを得ない事情がある場合を除き、原則として認めません

◆弁償等

◆利用者による施設の損傷等に対しては、利用者の負担による原状回復を求めます

◆ただし、やむを得ない事情がある場合は、協議によって負担を定めるものとします

◆利用者に課す義務

◆使用权の譲渡の禁止。

◆施設などの変更禁止

◆飲酒の禁止。なお、下記の場合のみ条件付で飲酒を認める

◇無鄰菴管理事務所が、指定もしくは提携する仕出し業者から仕出しを注文する場合、1人につき瓶ビール1本(または日本酒

1合)の飲酒を認める。なお、飲酒の際は文化財の保存のため、十分に注意を払ってご利用ください。泥酔状態など文化財の利

用に沿わないと管理事務所が判断した場合は、使用を中断いただく場合があります

◆原状回復の義務

◆一般来場者に迷惑をかける行為の禁止

◆施設内での一般来場者への勧誘やビラ配りなどの行為の禁止

◆喫煙・管理者が用意した機器以外での火の使用の禁止

◆ペット 同伴の利用の禁止(盲導犬・介助犬は可)

◆モデルを用いた私的な撮影会(管理者が許可したものを除く)等の禁止

◆三脚の使用の禁止

◆署名・募金活動の禁止

◆法令違反にあたる行為の禁止

◆その他、文化財保存にそぐわない行為等、管理者が不適と判断した場合、利用許可を取り消す場合があります

無鄰菴管理事務所

指定管理者: 植彌加藤造園株式会社